

市民税課税層の食費・居住費の特例減額措置のご案内

介護保険施設を利用する場合の食費と居住費は、原則自己負担となります。ただし、市民税課税世帯で以下の認定要件を全て満たす方は、申請を行うことで食費、居住費のどちらか一方、またはその両方を第3段階②として給付を受けられる場合があります。要件を確認のうえ、該当する可能性がある場合は介護保険課へご連絡ください。

【対象サービス】※有料老人ホーム、グループホーム及びショートステイは対象外

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）への入所
- 地域密着型介護老人福祉施設への入所

【認定要件】

① 世帯の構成員の数が <u>2人以上</u> ※同一世帯内に属していない配偶者も世帯員数に含む。 ※施設入所により世帯が分かれた場合は、入所前の世帯員数。②～⑥において同じ。
② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設へ入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担している
③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の「公的年金等の収入金額+年金以外の合計所得金額」を合計した額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が <u>80.9万円以下</u> になる ※配偶者が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合は、配偶者の費用を合算して控除した額。
④ 全ての世帯員及び配偶者の、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が <u>450万円以下</u>
⑤ 全ての世帯員及び配偶者が、日常生活のために必要な資産（居住用家屋等）以外に利用できる資産を所有していない
⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

【提出書類】

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書
- ③特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書
- ④年金振込通知等収入の分かるものの写し全て（同世帯員及び配偶者全員の分）
※給与所得については、前年所得が分かる所得証明書、源泉徴収票、確定申告書のいずれか一点
- ⑤契約書（施設利用料が分かるもの。直近の施設利用料金請求書でも可）
- ⑥預貯金の分かるものの写し（同世帯員及び配偶者全員の分）
※預金通帳の場合は表紙もコピーが必要です。

相模原市 介護保険課 総務・給付班
電話番号 042-707-7058